

< 運転者に対する指導監督について >

貨物自動車運送事業者は、以下の12項目(運転者に対して行う指導及び監督の指針1~12)についてトラックの運転者に対する指導及び監督を実施し、日時、場所、内容、指導監督を行った者、受けた者を記録し、かつその記録を営業所にて**3年間保存**しなければなりません。

一般的な指導及び監督の指針	題 目
①	トラックを運転する場合の心構え
②	トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
③	トラックの構造上の特性
④	貨物の正しい積載方法
⑤	過積載の危険性
⑥	危険物を運搬する場合に留意すべき事項
⑦	適正な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
⑧	危険の予測及び回避 並びに緊急時における対応方法
⑨	運転者の運転適正に応じた安全運転
⑩	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
⑪	健康管理の重要性
⑫	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

※上記内容について運転者に対する指導・監督を1年ごとに実施する

< 特定の運転者に対する特別な指導について >

	事故歴の確認	適性診断	指導内容
初任運転者	雇入れ時に運転記録証明 が無事故無違反証明書で 過去3年間の事故歴を確認	初任診断	<p>◆上記、一般的な指導及び監督①~⑫の内容を実施する(15時間以上) ※積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導</p> <p>◆実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導する(20時間以上)</p>
適齢運転者 (65歳以上の者)		適齢診断	適性診断結果より運転者が安全な運転方法を自ら考えるよう指導する
事故惹起運転者		特定診断 I or 特定診断 II	<ul style="list-style-type: none"> ・運行の安全の確保に関する法令等に基づき運転者が遵守すべき事項 ・交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策 ・交通事故に係る運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 ・交通事故を防止するために留意すべき事項 ・危険の予測及び回避 ・安全運転の実技